

平成30年第2回  
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成30年11月20日

西多摩衛生組合議会



## 平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成30年11月20日(火)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 田中 繁生

監査委員 田村 桂一

出席議員

1 番 石川 修

2 番 近藤 浩

3 番 齋藤 成宏

4 番 工藤 浩司

5 番 山内公美子

6 番 山崎 勝

7 番 瀧島 愛夫

8 番 門間 淑子

9 番 富永 訓正

10 番 末次 和夫

11 番 佐藤 弘治

12 番 堀 雄一朗

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 宮崎 長寿

施 設 長 島田 善道

総 務 課 長 宮林 和也

財 務 課 長 松澤 昭治

会計課(兼)フレッシュランド西多摩課長 石川 良仁

計 画 管 理 課 長 古谷 浩明

維持運転課長 中島 勲

企画調整担当主幹 伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長 木村 文彦

福生市生活環境部長 久保 淳

羽村市産業環境部長 橋本 昌

瑞穂町住民部長 横澤 和也



# 平成30年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成30年11月20日(火)

午後1時30分 開議

西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成29年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第6号

平成30年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第5 議案第7号

平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について



午後1時30分 開会

○議長（末次和夫） 皆さん、こんにちは。本日は、平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会の招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、平成30年10月末現在で、約3万6,900トンとなっております。

これは、前年同期と比較いたしますと、約550トン、1.5%の減で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約500トン減の6万1,700トンになると見込んでおります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、平成30年10月末現在で、約7万3,500人となっており、一日平均で申し上げますと、413人の方々のご利用をいただいております。

当組合といたしましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけますよう、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さて、次に、組合構成市町が昭島市から依頼を受けておりました、可燃ごみの共同処理につきましては、11月16日付で、依頼主である昭島市長が各構成市町長を訪問し、文書をもって、本件に係る依頼を取り下げる旨の申し出がありました。通知という形でございました。

これを受け、本日、緊急の構成市町長会議が開催され、昭島市からの加入依頼については、構成市町側からお断りすることが、全会一致で決定されたところであります。

また、その後開催されました当組合正副管理者会議において、構成市町長の会議の結果が当組合に説明され、組合といたしましても、これまで、羽村・瑞穂地区の両協議会とともに、丁寧かつ真摯に取り組んできたところではありますが、構成市町長会議での決定を受けて、組合として了解をしたところであります。

このことから、後ほど開催いたします議員全員協議会の中で、経過等について、ご報告をさせていただきたいと存じます。

なお、今次定例会には、決算認定1件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて3件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（末次和夫） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

11番 佐藤 弘治 議員

12番 堀 雄一朗 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告をいたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成30年11月13日付、西衛発第527号で、平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第4、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第5、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（末次和夫） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月20日、1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定にり、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程第3、認定第1号、平成29年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました、認定第1号、平成29年度西多摩衛生組合歳入歳出決算



の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、平成 29 年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約 6 万 1,400 トンで、前年度と比較では、約 690 トン、1.1%の減量となっております。

なお、前年度の平成 28 年度は、広域支援による受入れを実施していたことから、その分を含めた全搬入量と比較いたしますと、約 2,500 トン、3.9%の減量となっております。

次に、環境センターの施設維持整備事業ですが、平成 29 年度は、法定検査を含む施設維持整備工事のほか、計量システム更新工事等の実施により、引き続き、清掃工場の適切な管理運営に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成 29 年度の浴場施設利用者数につきましては、1 日平均で 463 人、年間では約 14 万 1,800 人の方々にご利用をいただいております。地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入は、収入済額が 16 億 6,054 万 1,779 円で、このうちの約 89%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額 15 億 8,984 万 5,376 円で、予算現額に対する執行率は、96%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7,069 万 6,403 円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。平成 29 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（末次和夫） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第 1 号、平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2 ページ、3 ページが歳入歳出決算の総括表で、4 ページから 7 ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9 ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第 1 款分賦金から、第 5 款国庫支出金までの構成となっております。予算現額 16 億 5,561 万円に対しまして、調定額、収入済額ともに 16 億 6,054 万 1,779 円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。予算現額 16 億 5,561 万円に対しまして、支出済額 15 億 8,984 万 5,376 円、不用額は 6,576 万 4,624 円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費におけます需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、基幹的設備改良工事の効果により、発電量が増加したことに伴い、購入電力料が削減されたことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明をさせていただきます。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額14億7,466万6,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の88.81%を占めております。構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が46.08%、福生市20.12%、羽村市19.30%、瑞穂町14.50%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,830万3,878円で、歳入総額の3.51%となっております。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の5,101万1,670円、多目的施設使用料153万2,000円、余熱利用施設行政財産使用料483万7,164円でございます。

続きまして、第3款繰越金でございます。第3款繰越金につきましては、収入済額1億1,849万3,550円で、歳入総額の7.14%となっております。これは、平成28年度からの繰越金でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款諸収入でございます。第4款諸収入につきましては、収入済額788万6,031円で、歳入総額の0.47%となっております。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございます。収入済額は5万8,362円でございます。

次に、第2項1目弁償金は、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償1件分で、収入済額は2,000円でございます。

続きまして、第2項2目雑入は、収入済額782万5,669円で、主なものは、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等325万3,404円と、基幹的設備改良工事の施工により、売電が可能となったことによる余剰電力売払収入250万9,393円でございます。

次に、第5款国庫支出金でございます。第5款国庫支出金につきましては、収入済額119万2,320円で、歳入総額の0.07%となっております。これは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴う廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の収入でございます。

以上、歳入につきましては、予算現額16億5,561万円に対しまして、調定額、収入済額ともに16億6,054万1,779円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額、137万7,120円、予算現額に対しまして、執行率84.75%、不用額は24万7,880円でございます。主なものといたしましては、1節報酬の100万3,488円でございます。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億7,579万6,737円で、予算現額に対しまして、執行率97.37%、不用額は474万2,263円でございます。主なものといたしましては、2節から4節までの人件費と、19節負担金・補助及び交付金でございます。

2 節給料をご覧願います。2 節給料は、支出済額 4,570 万 3,551 円で、特別職 5 名及び一般職職員 10 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等でございますが、支出済額は 4,387 万 9,374 円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

4 節共済費でございます。4 節共済費は、支出済額 1,658 万 5,725 円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

次に、11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 428 万 2,903 円で、主なものは事務用品等を購入いたしました消耗品費 147 万 9,805 円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料の印刷製本費 244 万 6,877 円でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

13 節委託料でございます。13 節委託料は、支出済額 483 万 5,658 円で、主なものは、環境センターの床ワックスがけ及び窓清掃を委託した庁舎清掃委託料 88 万 5,600 円と、職員健康診断委託料 74 万 9,984 円、事務所等警備委託料 81 万円でございます。

次に、14 節使用料及び賃借料は、支出済額 666 万 2,203 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 299 万 4,286 円と、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 129 万 3,408 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

19 節負担金、補助及び交付金でございます。19 節負担金、補助及び交付金は、支出済額 5,032 万 6,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 160 万円でございます。周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市、瑞穂町へ組合周辺の環境対策費としての支出でございます。地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、第 1 項 1 目じん芥処理費におきまして、支出済額 11 億 72 万 6,208 円、予算現額に対しまして執行率 95.22%、不用額は 5,531 万 5,792 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料と 15 節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 1 億 6,187 万 5,888 円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費 7,493 万 1,253 円と、施設稼働に要する光熱水費 6,653 万 3,421 円でございます。

次に、13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 2 億 5,224 万 3,144 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしました、ごみ焼却業務委託料 1 億 3,824 万円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,547 万 6,400 円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京たまエコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,614 万 9,140 円、プラントにかかるコンピュータ機器等の保守点検業務である中央監視設備保守点検委託料 1,382 万 4,000 円でございます。

委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料をご覧願います。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 12 万 9,600 円で、フォークリフト賃借料の支出によるものでございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 5 億 2,631 万 8,560 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施をしております施設維持整備工事 4 億 4,388 万円と、緊急工事 5,597 万 8,560 円でございます。

工事請負費の不用額は、緊急工事の残額によるものでございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額 1 億 6,159 万 589 円、予算現額に対しまして、執行率は 98.64%、不用額は 222 万 8,411 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料でございます。

11 節需用費をご覧願います。11 節需用費は、支出済額 5,790 万 2,109 円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 4,373 万 6,936 円でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 9,004 万 4,077 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運營業務委託料 6,574 万 1,760 円と、空調設備やポンプ、ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託しました設備機器保守点検整備委託料 812 万 7,000 円、地下資源を調査する目的で行いました地下水等調査委託料 507 万 6,000 円でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料をご覧願います。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 457 万 3,047 円で、主なものは、サウナマット賃借料 263 万 1,744 円でございます。

続きまして、15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 471 万 5,280 円で、災害時に使用するマンホールトイレ設置工事の支出によるものでございます。

次に、18 節備品購入費をご覧願います。18 節備品購入費は、支出済額 189 万 1,512 円で、主なものは、災害時に必要な支援物資の備蓄庫として購入いたしました防災倉庫と、仮設トイレとして使用するマンホールトイレ及びマンホールトイレ用パーソナルテントの購入によるものでございます。

恐れ入ります。38、39 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 1 億 5,035 万 4,722 円、予算現額に対しまして、執行率 99.99%、不用額は 2,278 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額 1 億 4,395 万 9,501 円で、平成 12、13 年度に借り入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金 6,441 万 5,709 円と、平成 25、26 年度に借り入れを行った基幹的設備改良工事費の償還金 7,954 万 3,792 円でございます。

第 1 項 2 目利子は 639 万 5,221 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と、基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 16 億 5,561 万円に対しまして、支出済額 15 億 8,984 万 5,376 円、不用額は 6,576 万 4,624 円、執行率は 96.03%でございます。

恐れ入ります。41 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 16 億 6,054 万 1,000 円、歳出総額は 15 億 8,984 万 5,000 円、歳入歳出差引額は 7,069 万 6,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7,069 万 6,000 円でございます。

恐れ入ります。42、43 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。平成 29 年度中に増減のあったものは、余熱利用施設におきまして、災害時に必要な支援物資の備蓄庫として購入した防災倉庫 1 件の増でございます。

以上で、認定第 1 号、平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 30 年 10 月 3 日、午後 1 時 30 分から、組合会議室におきまして、石川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか、などにつきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました平成 29 年度決算書類等は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえての審査意見でございますが、平成 29 年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的を達成しているものと判断をいたしましたところであります。

なお、直接の監査対象ではございませんが、今般の地方公会計制度に係る財務書類についても確認いたしました。今後は、この財務書類を活用し、組合運営のより効率的な財政運営に努めることを期待するものでもあります。

最後になりますが、今後の組合運営につきましても、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の付託に応えることを希望しまして、決算審査意見書といたしました。

以上、平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（末次和夫） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2 番近藤浩議員。

○2 番（近藤 浩） それでは、1 点お伺いいたしますけれども、37 ページの一番下の施設用備品というところで、いろいろ買われるのは大変いいことだと思いますけれども、実際の災害が起こった時、どういう体制で、どういうふうに、こういったマンホールトイレの使用等もやっていくのかとか、そういうのは、防災訓練みたいなのもやっていたかどうか、よくわかりませんが、どういったふうになっているのか、お願いします。

○議長（末次和夫） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、購入備品等につきましては、ただいま議員のご指摘のとおり、災害時に必要な備品の充当ということでございます。また、フレッシュランド西多摩における防災訓練ですが、これは年2回実施をしております。また、マンホールトイレにつきましては、災害時に上水等が停止した時に、トイレが使用できなくなりますので、そのための災害時に使用するためのマンホールトイレの設置をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） よろしいですか。2番近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） それで、一つは、例えばマンホールトイレなのですけれども、実際、災害時に至って使える人がどのくらい、使えるというか、組み立てられる人がどれくらいいるのかということか、職員は組み立てられると思うのですけれども、大災害の時は来られないということも、可能性も高いし、地域の人ができることになるのか、パーソナルテントは簡単ですけれども、やはり1回はやってみないとわからないですよ。パーソナルテントも。マンホールトイレもやはり2、3回ぐらいはちょっとね、そんなに難しくはないけど、要はやってみないとちょっと組み立てるのをいきなり組み立てると言われてもできないかなって感じなのですけれども、その辺はどういうふうになってますでしょうか。

○議長（末次和夫） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 私どものフレッシュランド西多摩につきましては、構成市町の二次的な避難所ということで、協定を結びまして、避難所にさせていただいたところでございます。確かに言われたとおり、基本的には避難所につきましては、避難した方々で運営していくということの中で、私ども職員もお手伝いをし、運営の方をさせていただくような形になるかと思えます。

今おっしゃられたとおり、来年の1月なのですが、羽村・瑞穂の両協議会の人たちと一緒に、フレッシュランド西多摩の東電の電源を全て落として、夜に避難訓練を行い、その中でマンホールトイレ等も組み立てるような形で、地域と一体となって防災訓練を実施を、今計画の方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 2番近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） 地域と一体となってされるということなので、それは大勢来ていただければいいというふうに思うのですけれども、例えば両協議会の人たちは、大体、町内会の役員とか、あるいは役員を終わった人とか、そういう人で構成されているわけだから、結構、町内会に張りついてしまうみたいなどころもあると思うし、果たしてどれくらいできるのかという、そういうところがあるのですけれども、では、その辺をお願いします。

○議長（末次和夫） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 先ほど申しましたように、私どもの避難所につきましては、それぞれ構成市町の一次的な避難所に、収容仕切れない場合、構成市町からの依頼を受けて避難所を開設するというような形になっております。

先ほども申しましたように、私、それぞれ町内会等で、皆さん、周辺の協議会の皆さん、役員になっておりますので、その辺、私どもの職員含めてですね、また構成市町の職員も含めてですね、避難所の運営の協力、先ほども言いましたが、避難した人を中心に、構成市町の職員、また私ども、また地域の方々の協力をいただいて、避難所の運営の方はさせていただきたいと考えております。

○議 長（末次和夫） ほかにございますか。8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） すみません、いろいろあるのですが、分けて質問させていただきます。

今の部分とちょっと関連する場合がありますが、まず事務的なところから伺います。今回、余剰電力の売電の費用がとても効果的に大きく出ているわけですが、全体の電力を施設に使用しているわけではなく、売電もしつつ東京電力からも購入しているという形になっておりますね。これは、将来的には、この施設の全電力を補うという形で計画しているのか。あるいは、ある程度、売電しつつ、東京電力からも購入するというような形を維持していくのか、その電力の構成をどういうふうに考えているのかということ、今、電力を全部落としてみてというような話もありましたけれども、電力の利用状況をどういうふうに考えているのか、東電ともこう付き合いつつということなのかどうかということ、まず1点お聞きします。売電料金がこうかなりのウェイトを占めてきているのは、それはいいことなのですけれども、この施設の運営ということを含わせて、電力の構成比について伺います。

それから、ちょっとページ数でいきます。健康診査を伺います。事務報告書では、48 ページぐらいですかね。ここの事務報告書を見てみますと、健康調査は、職員の方だけではなくて、臨時職員の方も含めて健康調査をされているということで、それは大変いいことだなというふうに思っています。全体的な健康の調査に関しては、32 名ということなのですけれども、その他のところは、これは自主的な希望なのか、要検査ということなのか、できるだけたくさんの方に受診をしていただいて、健康で働いていただくというのが、一番いいと思うのですけれども、この32人、あるいは、その他のところの人数の変化も含めて、どういう自主的な希望なのか、どうなのかということをお伺いします。それが2点目。

それから、3点目ですが、臨時職員の人件費というのが、2箇所出てますが、2名分ということでしょうか。それで、ここの健康診査が32名ということになると、正規職員が29名ですか。再任用が1名という、こういう考え方でいいのでしょうか。この32名のところについて説明をお願いします。

これが、まず最初の質問です。その後ちょっと工事関係を幾つか質問したいので、まず1回で。

○議 長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、最初のご質問でございます電力バランスについて、ご回答させていただきたいと思っております。

まず、ごみ発電なのですけれども、ご指摘のとおり売電ができるようになりまして、おかげさまで売電収入を得られるに至っております。まず、私どもの工場を運営するに当たって、電力なのですけれども、最優先で使うのは、このごみ発電の電力でございます。足りない部分を電力会社から購入をさせていただきまして、施設の運営を図っております。

また、焼却炉1炉運転の時と2炉運転の時がございます。1炉運転の時は、やはり発電電力だけでは、施設の運営が賅えないので、電力会社から電力を購入することになります。したがって、1炉運転の時は、発電、受電の併用での運転になります。2炉運転になりますと、発電の電力が上がりますので、ほぼ施設の運転は、発電で賅えるようになりますので、2炉運転ですと、受電は少なくなる、ほぼゼロということでございます。1炉運転の時も2炉運転の時も、例えば夜間など電力の使用料の少ない時は、どうしても余剰電力が発生いたしますので、その余剰電力を売り電、要は売電をさせていただいております。こういった電力バランスになっておるわけでございます。

電力バランスについては、以上でございます。

○議 長（末次和夫） 宮林総務課長。

○総務課長（宮林和也） 2点目の健康診査につきまして、お答えをさせていただきます。

事務報告書は48ページですが、一番上段の問診から始まって、「すみません、ちょっと聞き取りにくいのですが。前向いて言ってください。」と門間議員の声あり）すみません、失礼しました。

事務報告書の48ページの定期健診の内訳の一番上段32名につきましては、受診職員数になっておりまして、VDT検診につきましては、VDT関連の業務に従事しております職員が29名だったということでございます。

3番目の消化器検査につきましては、バリウムの検査ということで、中には希望されない方もいらっしゃいますので、希望された人数ということになっております。

それから、大腸がん検診につきましても、こちら1名がですね、提出が未提出ということで、31人ということになっております。

それから、前立腺の検査につきましては、男性の職員ということで、27名ということになってございます。

職員数につきましては、3点目は、伊藤主幹からお答えさせていただきます。

○議長（末次和夫） 伊藤企画調整担当主幹。

○企画調整担当主幹（伊藤義孝） ただいまのご質問の臨時職員の部分について、お答えいたします。

補足的なご回答になってしまうのですが、受診対象職員と臨時職員を合わせまして35名、その内32名が受診されております。受診率といたしましては、91.43%になります。臨時職員につきましては、現在7名の臨時職員が在籍しておりまして、そのうち6名の方が受診をされております。1名については、個人的な受診をされているということで、例年、辞退をされているような状況となっております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 宮林課長、この健康診断は任意ということでもいいのですか、では。

では、8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、その健康診査の方は、臨時職員の方でも、全員同じく受診は可能ということでもいいわけですね。全員同じ、定期健診は誰でも受けられるけれども、オプションに関しては、それぞれあるということなのでしょうか。

○議長（末次和夫） 伊藤企画調整担当主幹。

○企画調整担当主幹（伊藤義孝） ただいまのご質問にご回答いたします。

お見込みのとおりで、臨時職員、正職かわかわらず、全て健康診断については、均等に受けていただくような形で斡旋しております。ただし、当然、前立腺がんのところについては、男性職員のみになりますし、それとVDT検診、こちらはやはりパソコン等を使用する、そういった目を酷使するような業務に従事する職員に絞って受診をしていただくというような形にしております。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 次の質問に入ります。工事関係を質問していきます。

まず、決算書の27ページですけれども、飛灰の搬出、残灰の搬出、これは随意契約になっておりますけれども、トン当りの単価が違います。この単価の違いの根拠ですね。西多摩衛生組合の単価なのか、あるいは多摩地区なのか、あるいは東京都なのか、わかりませんが、その単価の根拠をお知らせください。

それから、31ページです。施設維持整備工事ですけれども、今回はどういうことをやったのかということと、その下にあります緊急工事、今回はどういうことをやったのかということです。施設維持工事とい



うのは、あらかじめ計画されていたものだというふうに思いますので、これは恐らく契約業務の中に入っていたのだと思いますけれども、緊急工事は、どういう形で行われたのか、お願いします。

それから、全体的な契約の問題になりますけれども、今回、契約調書がホームページ上に公表されたのが11月7日ということで、決算には確かに間に合っています。しかしながら、西多摩衛生組合の職員の数が、さほど多くなく限られていて大変だということには思いますけれども、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の指針の中で、入札や契約の過程が情報公開によれることと、それがですね、契約を締結した後、遅滞なく公表するようという指針が出ておりますので、確かに職員数が少なく大変だとは思いますが、それぞれの構成市では、月ごとの契約証書がホームページに掲載しているわけですので、西多摩衛生組合においても、1年以上前のものがこう公表されるということについては、改善されていく必要があるのではないかというふうに思いますので、その件についてお尋ねします。

○議長（末次和夫） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 1点目の焼却灰の単価の違いは、西多摩衛生組合では、焼却灰については、2系統の方法で、日の出町のエコセメント施設に搬出しております。まず、1点目が乾燥灰、焼却した後、パウダー状の灰については、ジェットパッカー車という車を使用して、密閉式の車を使って、エコセメント施設に搬送しております。その車については、やはり高価な車でありますので、1トン当り、消費税抜きで3,900円という単価。

2通り目の方法は、焼却炉から出るガラスや陶器、砂、あるいは、その乾燥灰を薬剤処理した灰、いわゆる湿灰って言っているのですけれども、それについては、普通の天蓋付きのダンプ車で搬出しております。これについては、車の値段等はジェットパッカー車と比べると安価になりますので、1トン当り、消費税抜きで2,850円で搬出しております。

その2,850円と3,900円につきましては、平成28年度に入札を行って、単価を決定させていただきました。その後、数年間は随意契約という形で、同じ業者と契約していきたいと考えております。

以上です。（「根拠、聞いてます。」と門間議員の声あり）3,900円と2,850円の根拠については、その平成28年度の入札の結果です。（「その根拠です。」と門間議員の声あり）その根拠はですね、まず、運転手の人件費、ガソリン代、修理費、タイヤの損料、車の減価償却等の経費と、年間搬出量とを試算し、1トン当りの単価を算出しております。

以上です。

○議長（末次和夫） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、工事関連のご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、施設維持整備工事でございますけれども、施設維持整備工事は、三つある焼却炉、1号炉から3号炉の三つの工事。それから各々の焼却炉の共有部分がございます。共通部分の工事の、おおまかに分けるとその4工事が大きな工事でございます。

まず、1号から3号の各炉におけます工事内容につきましては、ごみの受入れ部でございます受入れ供給設備というところから、排ガスの出口であります煙突までのライン、それから灰の出口であります灰出し設備までの設備全般にわたる、毎年行う基礎的工事、この基礎的工事というのは、必要最少限度の、マンホールを開放して内部の清掃、点検、また足場を組んだりもします。それから消耗部品の交換、これは1年に1回はやらなくてはいけない基礎的工事でございます。これが各炉ごとで、おおよそ1,500万円から2,000万円ほどの経費がかかるところでございます。

さらに、この毎年ではなくて2年ごと、3年ごと、あるいは5年ごと、10年ごとといった計画された工事がございます。これを我々、計画工事と呼んでおりまして、設備ごとに、そういった何年ごとという工事があります。これが該当年度に当たると、それが計画の方に入ってくるということでございます。

さらに、プラントにございますボイラー、あるいはクレーンなどは、法令点検がございます。この法令点検、2年ごと、あるいは4年ごとというようなものがあるのですけれども、この法令点検に該当した場合、その法令点検をプラスアルファの工事をさせていただいておる、より精密な点検をするということでございます。

おおまかに分けますと、この3件で施設維持整備工事は構成をされておるということでございます。29年度におきましては、この基礎的工事は毎年行いますので、実施させていただいております。それから、計画工事各炉、約2,000万円ほど計画工事が入っております。また、法令点検もボイラー、タービン、クレーン、全て29年度は法令点検が該当しておりましたので、どちらも29年度の決算には入っておるということでございます。

また、施設維持整備工事を実施した際に、工事仕様にはない不具合、あるいは不良箇所などが発見されることがございます。これは施設維持整備工事内では、ちょっと施工ができませんので、そういった場合は、緊急修繕工事ということで対応させていただいております。29年度におきましては、1号で5案件、2号で9案件、3号で7案件、共通設備で9案件の緊急修繕が発生をしております。合計で4,300万円ほどの緊急修繕工事が発生をしたということでございます。代表的なものでございますと、焼却炉内部の耐火材、外から見てわからないものですから、やはり開けてみて不良箇所を確認せざるを得ない、そういった部分でございます。

また、その緊急修繕とは別に、日常発生いたします緊急修繕もございます。29年度は2案件がございまして、一つは生活用上水加圧水中ポンプユニットというもので、水道から出ます水を、圧力をかけるポンプユニット、これが運転開始から20年を経過しまして、老朽化が著しいということで、急きょ緊急修繕で更新をさせていただきました。それから、クレーンのインバーター補修というのがございまして、クレーン設備、インバーターという装置がついておまして、インバーターは、省エネルギー、あるいは安全運転のための装置でございます。これの調整を図る工事をさせていただいたという案件がございまして、この2点が緊急修繕で対応させていただいております。

工事の内容については、以上でございます。

○議長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 先ほどの契約の状況等の公表につきまして、お答えいたします。

先ほど、門間議員の方から契約状況の公表についてのご質問だったのですが、これもまたお叱りを受けると思いますが、これも当組合の要綱で定めておまして、今、250万円以上を出すということになってございます。それも回数も年1回というふうになってございまして、この要綱の方を改正をいたしまして、次年度からは100万円以上で、年2回公表すると。その公表の仕方につきましては、閲覧コーナーでの公表と、もう一つはインターネットによる、ホームページによる公表ということで、次年度からは年2回、公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 今その調書の話が出て、要綱の話が出たので、ついでにちょっと再質問なのですが、その要綱も我々はまだ見ていないので、要綱の公開も大事なわけですけれども、要綱について、どういふふうを考えているのかということ、同時に行わないと、やはりおかしくなってくると思うのですけれ

ども、そのことについて伺います。それが、実施されていくと、非常にやはり業務内容の情報公開が進んだというふうになると思いますので、検討いただきたいというふうに思います。

それから、工事内容についてはわかりました。飛灰と残灰の単価なのですからけれども、28年度ということなのですが、その単価というのは、各衛生組合で個別に決定していくものなのかどうなのか。衛生組合は、西多摩は西多摩、多摩清掃は多摩、いろいろ幾つもありますけれども、それが全部、独自に決まっているものなのかどうかについて。それで単価表みたいなのは、どこかにあるのかどうかをお尋ねします。それはそれぞれの、一部事務組合の決算の中などでしか見ることができないものなのかどうかを伺います。

○議長（末次和夫） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 焼却施設は、一部事務組合、市の焼却施設あります。搬出する距離も違いますので、単価表はありません。西多摩衛生組合は29年度が2,850円と3,900円。また、他工場は、ジェットパッカー車でも違う形式、距離も違いますので、単価というのは一定ではありません。

以上です。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（末次和夫） 宮林総務課長。

○総務課長（宮林和也） 1点目のご質問の要綱の整備についてでございます。こちらにつきましては、今、委託をしております業者の方と、現在、紙ベースのものもあつたりしますので、そちらを整備しまして、今年度中の公表ということで、目指して取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） ちょっと待ってください。要綱の中身も、やはり見直していくということになりますよね。先ほどの公開も含めて。要綱は議決案件ではありませんので、そちらの方の執行部と言いますか、そちらの方で決めていくことだつていうふうには思いますけれども、それを公開するというのはあるわけで、その手順と時期について、お伺いしたわけですよ。いいでしょうか。

○議長（末次和夫） 宮林総務課長。

○総務課長（宮林和也） ホームページにつきましては、今年度中ですね、今現在あるものを整備いたしまして、公開をするということで取り組んでいきます。内容につきましても、見直し、整備をしたものを公表するというところでやってまいります。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（末次和夫） よろしいですか。（「いいです。」と門間議員の声あり）

ほかにございますか。12番堀雄一郎議員。

○12番（堀雄一郎） 1点だけ伺わせていただきたいのですが、決算書の35ページの余熱利用施設費の中の委託料の地下水等調査委託料507万6,000円について、これは毎年やられていることではないようですので、何年かおきにやられるのか、今回については、どのような内容で、成果はどのようなものが出たのかについて、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（末次和夫） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地下水等調査委託、本調査につきましては、現在、使用を停止しておりますフレッシュランド西多摩内にごございます既存の井戸水、これの採掘、再利用が可能かどうかの調査と、今後、大規模修繕工事の際に、現在、使用しております上水に代わる地下資源、温泉を含む地下水の利用が可能かどうか、電磁波を使用いたしまして、フレッシュランド西多摩敷地内の地下水脈の現状調査を行った初めての調査でございます。

調査の方法につきましては、電磁探査MT法という電磁波を用いまして、フレッシュランド西多摩約2

万平方メートルの敷地内6か所の調査を実施させていただいたものでございます。調査の結果につきましては、地下水につきまして、深度160メートル地点に良好な水脈がございまして、井戸の採掘、地下水の確保が可能であるということが確認できました。また、温泉開発につきましては、調査地点の地層が近隣既存温泉と同様の地層でございまして、温泉水の流動が岩盤帯の割れ目に求められる劣化泉になると判断されたところでございます。この結果、フレッシュランド西多摩敷地内の深度1,500メートルから1,800メートルの掘削を行えば、近隣既存温泉同様の効能効果が期待できるアルカリ性単純泉での温泉開発が可能であると判断されたところでございます。

今後、開発の有無につきましては、別途協議を要するところではございますが、協議を行う際の判断材料の一つになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 12番堀雄一朗議員。

○12番（堀雄一朗） それでは、地下水調査の結果、今1,500メートルから1,800メートルのところには温泉も出るのではないかとということをお聞きしたように思うのですけれども、実際どのくらいのものが出るのかは、もう1回掘ってみてということになるのでしょうか。その温度がどのくらいの成分かとか。それとこの協議は、今後どのような形で、この結果はどのような形で活かしていくのか、今、簡単に説明があったのですけれども、どのようなところで、これから話し合われることになるのかを、今わかるところで教えていただければと思います。

○議長（末次和夫） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） まず、掘削されて出る湯量でございまして、現時点におきましては、地下に温泉水脈があるということは確認できましたが、噴出量につきましては、実際、掘ってみなければわからないということではございますが、調査の結果、先ほども申し上げましたとおり、近隣既存温泉と同様の温泉水脈があるということで、一番近いところでは、河辺の温泉、梅の湯ですか、あそこが現在、汲み上げ量が深度1,350メートルで、毎分70リットルだそうでございます。この周辺で一番多いところが、昭島市の湯楽の里という温泉なのですが、あそこが深度1,800メートルで、噴出量が毎分243リットルだそうでございます。フレッシュランド西多摩につきましては、ちょうどその中間に当たるそうでございます。調査をした業者によりますと、この業者は、実は河辺の梅の湯の調査をした同一業者でございまして、恐らく中間地点ということで、70リットル以上、243リットル未満の湯量が確保できるのではないかとこの見解でございます。

それともう1点でございます。今後どのように検討していくのかというご質問でございますが、本調査につきましては、環境センターが平成50年度までの稼働を目指してございまして、フレッシュランド西多摩につきましても、環境センターと同様、平成50年度までの間は、環境センターの還元施設としての役割を果たしていかなければならないことと考えております。したがって、将来的に地下水の有効活用を図りまして、災害支援強化と大規模改修工事に備えまして、上水に代われる地下水を使用することで、経費の削減が図られるか等の検討材料とするものでございまして、今後、大規模改修工事を実施する際に必要な調査であったと考えております。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 12番堀雄一朗議員。

○12番（堀雄一朗） すみません、ちょっと温泉の方に私は意識が、かなりいつてしまったのですが、地下水としての活用についての可能性についての確認も一つの目的であったということなのですけれども、

それについても、合わせて今後の 50 年までの中での取り組みの中で、判断材料の一つに入れておくという  
ことで、わかりました。よろしくお願いします。

○議 長（末次和夫） よろしいですか。（「はい。」と堀議員の声あり）

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（末次和夫） なければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（末次和夫） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第 1 号、平成 29 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての  
件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしま  
した。

暫時休憩いたします。

（田村監査委員 退場）

午後 2 時 36 分 休憩

午後 2 時 37 分 再開

○議 長（末次和夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第 4、議案第 6 号及び日程第 5、議案第 7 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括  
して議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（末次和夫） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4、議案第 6 号、平成 30 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び日程第 5、議案第  
7 号、平成 30 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件を、一括して議題と  
いたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま、一括議題となりました議案第 6 号、平成 30 年度西多摩衛生組合補正予算  
（第 1 号）及び議案第 7 号、平成 30 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件  
につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第 6 号、補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 6,804 万 5,000 円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を 18 億 4,795 万 5,000 円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、国庫支出金において、循環型社会形成推進交付金、平成  
30 年度内示額に基づく減額措置を行ったほか、前年度決算の確定に基づき、繰越金を計上しております。

また、組合債では、平成 30 年度基幹的設備改良工事・事業経費の確定などに伴い、借入予定額を精査し、  
減額措置を行ったところであります。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、1 億 1,925 万円を減額いたしまして、15 億 6,542 万円と

しております。

歳出予算では、職員配置に基づき人件費を精査したほか、物件費及び維持補修費においては、基幹的設備改良工事の効果を反映し、電気料金を見直すとともに、契約実績に応じて不用額を減額したところであります。

次に、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第1号）に基づき、組合市町分賦金の総額を15億6,542万円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第6号、及び議案第7号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（末次和夫） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6,804万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を18億4,795万5,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第2条は、継続費の変更は、「第2表継続費補正」によると定めようとするものでございます。

第3条は、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によると、定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億1,925万円減額いたしまして、15億6,542万円と定めようとするものでございます。

第3款国庫支出金は、39万1,000円減額いたしまして、5,397万3,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、6,069万6,000円増額いたしまして、7,069万6,000円と定めようとするものでございます。

第6款組合債は、910万円減額いたしまして、9,600万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は6,804万5,000円を減額いたしまして、18億4,795万5,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、202万1,000円減額いたしまして、1億8,786万6,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は6,602万4,000円減額いたしまして、13億4,970万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、6,804万5,000円を減額いたしまして、18億4,795万5,000円と定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください、第2表継続費補正でございます。

2か年の継続事業でございます、基幹的設備改良工事の契約金額が確定いたしましたことから、燃焼設備改良工事の総額を4億7,965万円に、年割額につきましては、平成30年度が1億4,389万5,000円、平成31年度が3億3,575万5,000円に、発電設備改良工事の総額を2億5,488万1,000円に、年割額につきましては、平成30年度が2,058万6,000円、平成31年度が2億3,429万4,000円に、それぞれ改めようとするものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、基幹的設備改良工事の契約金額、及び年割額が確定いたしましたことから、起債の限度額を9,600万円に改めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款分賦金は1億1,925万円減額いたしまして、15億6,542万円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款国庫支出金は、39万1,000円減額いたしまして、5,397万3,000円でございます。これは、2回目の内示を受けたことによるものでございます。

第4款繰越金は、6,069万6,000円増額いたしまして、7,069万6,000円でございます。これは、平成29年度からの繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

第6款組合債は、910万円減額いたしまして、9,600万円でございます。これは、契約完了により、継続費による年割額が確定したことによるものでございます。

以上、補正額合計6,804万5,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は18億4,795万5,000円でございます。

次に、9ページからは歳出となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたりますことから、初めに、各款に関係いたします人件費につきまして、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、12ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

今回の補正につきましては、主に人員配置の異動に伴い、実際の人員配置に整合するよう、各款の給与費及び共済費を精査したものでございます。

(1) 総括の上段の表に記載のとおり、一般職職員数は、補正前と同数の29名でございます。

職員配置実績、給与改定率精査等が主な要因となりまして、当初予算対比で、給料は74万8,000円減の1億1,928万4,000円、職員手当は106万8,000円減の1億1,034万3,000円、共済費は、負担率の増、職員配置実績により、45万8,000円増の4,228万1,000円で、一般職職員の人件費予算の総額といたしましては、135万8,000円を減額し、2億7,190万8,000円としてございます。

以上が人件費関係のご説明でございます。

それでは、9ページにお戻りいただきまして、歳出の説明をいたします。

第2款事務所費は、1目一般管理費で202万1,000円減額いたしまして、1億8,786万6,000円でございます。内容といたしましては、先ほど説明いたしました人件費に係る202万1,000円の減額でございます。

10、11 ページをお開きいただきまして、第3款じん芥処理費は6,602万4,000円減額いたしまして、13億4,970万7,000円でございます。主な内容といたしましては、先ほどご説明をいたしました人件費に係る66万3,000円の増額、第11節需用費、384万3,000円の減額は、基幹的設備改良工事による電気料の削減効果によるものでございます。

第13節委託料650万円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費5,634万4,000円の減額は、施設維持整備工事、及び基幹的設備改良工事2件、並びに更新工事2件における契約差金によるものでございます。

以上、補正額合計6,804万5,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は18億4,795万5,000円でございます。

恐れ入ります。12ページをお開き願います。

先ほどご説明いたしました人件費関係資料の給与費明細書でございます。

次に、14、15ページをお開き願います。

継続費についての各年度ごとの支出額、及び当該年度以降の支出予定額、並びに事業の進行状況等に関する調書でございまして、平成30、31年度の2か年で設定いたしました継続費の基幹的設備改良工事2件の支出予定額と財源内訳となっております。

次に、16ページをお開き願います。

地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が、平成30年度末の見込み額10億8,976万1,000円でございます。

以上で、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第7号、付属資料をご覧ください。

平成30年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は、平成30年10月1日現在の人口を採用し、全体で1,828人減少し、28万1,620人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は984人の減少で、13万4,316人、負担割合は47.70%。福生市は101人の減少で5万8,358人、20.72%。羽村市は434人の減少で5万5,649人、19.76%。瑞穂町は309人の減少で3万3,297人、11.82%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は300トン減の2万8,800トンで、負担割合は46.68%。福生市は増減なしの1万1,900トンで、19.29%。羽村市も増減なしの1万2,100トンで、19.61%。瑞穂町は200トン減の8,900トンで、14.42%。合計で500トン減の6万1,700トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、平成29年度繰越金を差し引いたものが、平成30年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は5,198万円減額となりまして、7億2,606万9,000円、福生市は1,989万9,000円減額となりまして、3億1,484万5,000円、羽村市は2,707万6,000円減額となりまして、3億



39万9,000円、瑞穂町は2,029万5,000円減額となりまして、2億2,410万7,000円となります。

分賦金の補正額合計1億1,925万円を減額いたしまして、分賦金は15億6,542万円でございます。

以上で、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（末次和夫） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第6号、平成30年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成30年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次和夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、3時05分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いたします。

午後2時56分 閉会